

奨学のための給付金 家計急変世帯向け案内

- 令和2年1月以降に、新型コロナウイルスによる影響で家計が急変し、非課税相当となった世帯について、奨学のための給付金を支給します。
- 家計急変の発生事由を証明する以下の書類等により、家計急変発生後1年間の所得見込み額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定します。

・提出書類及び注意点

提出書類		注意点
受給申請書		<ul style="list-style-type: none"> ・黒のペン又は、黒のボールペンを使用してください (消せるボールペン等の使用は不可) ・訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記載してください ・修正液、修正テープ使用しないでください
収入状況を確認する書類 (3種類)	①家計急変世帯判定表	在学する学校で受け取ってください 1年間の所得の見込み額を記入してください 給与所得の場合・・・②の上の表をご記入ください 事業所得の場合・・・②の下の表をご記入ください
	②家計急変前の収入を証明する書類 ※住民税所得割が非課税でない証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度課税証明書(保護者(親権者)全員分のもの) ※住民税所得割が非課税の場合、家計急変世帯としての申請はできませんので、通常申請で申請してください
	③家計急変の発生事由及び家計急変後の収入を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 ・会社作成の給与見込 ・直近の給与明細(3か月分) ・税理士又は公認会計士の作成した証明書類 ……等
保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族分の健康保険証の写し ※所得税法上の扶養親族に限る
扶養誓約書		<ul style="list-style-type: none"> ・非課税世帯(第2子)の申請で、扶養の状況が確認できない(被保険者の名前が確認できない)場合のみ必要
在学等証明書		※県外の高等学校等に在学中の場合のみ必要

※偽りその他不正の手段により給付金を受給しようとし、又は受給したとき及び明らかに給付金を支給の目的以外の目的に使用したと認められるときは、即時返還していただきます。

※給付金申請後に就職等により年収見込額に変更があった場合、必ず生涯学習課まで申し出てください。

問い合わせ先

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班
Tel : 073-441-3758 Fax : 073-441-3724